

令和2年12月

定例農業委員会議事録

日 時 令和2年12月7日（火）午後1時30分～

場 所 日高村産業環境課（旧中央農業共済組合）2階会議室

出席委員

1番	壬生 豊秀	2番	濱田 善久
3番	竹田 芳則	4番	岩井 俊一
5番	中山 美佳	6番	大和田 博光
7番	藤原 利彦	8番	北添 孝裕
9番	朝山 正敏		

推進委員

筒井 祥夫	戸梶 哲男
柏井 康志	正岡 美知男

欠席推進委員 森下 眞喜男

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	松岡 一宏
農業委員会	事務局次長	藤岡 明仁
農業委員会	事務局員	澁谷 修平

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 第1号議案 3条申請 . . . . . 2件

第2号議案 4条申請 . . . . . 1件

第3号議案 非農地証明 . . . . . 1件

---

開議の宣告

【午後1時30分 開会】

議長（竹田 芳則）

定刻になりましたので、只今より日高村農業委員会令和2年12月の総会を開催いたします。

これより議事に入ります。

最初に、本日の出席委員数は9名で定足数に達しておりますので、令和2年12月日高村農業委員会総会は成立しております。

---

日程第1 議事録署名委員の選任について

議長（竹田 芳則）

まず最初に日高村農業委員会会議規則第8条の規定により、4番岩井俊一委員、5番中山美佳委員の両名を指名致します。

なお、本日の会議書記には、澁谷修平事務局員を指名します。

---

日程第2 第1号議案 3条申請について

議長（竹田 芳則）

それでは、日程第2、第1号議案 3条申請の1件目について、事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第1号議案1件目について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

大和田博光委員

12月1日、午前9時30分に会長、本郷地区の委員、事務局2名の計7名で現地調査を行いました。現状でも申請者の●●●●さんが、稲作でずっと管理をしてもらっている土地ですので、特段の問題になる点がないという判断をしました。審議の程よろしくをお願いします。

議長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってをお願いします。

濱田善久委員

申請地北側農地の所有者●●●●さんは、申請者の親族の方ですか。

事務局（松岡 一宏事務局長）

申請者は●●●●さんの息子さんになります。その土地と一緒に耕作することになります。

議長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ第1号議案 3条申請の1件目について、許可相当とする事に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

---

議長（竹田 芳則）

続きまして、第1号議案 3条申請の2件目について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第1号議案2件目について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

藤原利彦委員

12月1日、午前9時50分に会長、加茂地区の委員2名、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。事務局の報告の通り、公売物件であり、再々競売の結果●●円で購入してもらった場所で、村としても助かったと思います。申請者の●●さんも、農業をやられている方ですので、特に問題ないと判断しました。審議の程よろしく申し上げます。

議長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってお願いします。なければ第1号議案3条申請の2件目について、許可相当とする事に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

---

議長（竹田 芳則）

続きまして、第2号議案 4条申請について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第2号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

岩井俊一委員

12月1日、午前8時40分に会長、沖名地区の委員2名、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。資料にありますとおり、沖名の資料館よりほど近くの場所で、申請者さんは県外から帰ってきて住宅を建てるとのことですが、現在も週末にはこちらへ帰ってきて畑仕事などを行っている方です。申請内容に問題はないと判断しましたので、審議の程よろしく申し上げます。

議長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってお願いします。

藤原利彦委員

事務局から説明のあった集落接続要件の60mは、半径60mということですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

半径60mです。

藤原利彦委員

その中に、何軒の家があれば大丈夫ですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

家が2軒以上必要です。実際に居住している実態のある住居が2軒以上必要で、空き家などはカウントできません。

中山美佳委員

この申請地は、圃場整備された畑ではないですね。圃場整備地の隣接地ということですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

申請地自体は圃場整備地ではなく、南の隣接地が圃場整備地です。

中山美佳委員

道路を挟んでいても、隣接地という判断ですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

道路を挟んでいても隣接地ということになります。もしこの申請地周辺で、農地を分断にとる場合には、戸梶川等の河川ぐらいしか分断にとることができません。河川としても法定河川のみになります。県道で分断されているように見えたとしても、簡単に行き来できる状況であれば、県としては分断に見なさないことと決まっております。

議 長（竹田 芳則）

先程の中山委員の質問に関連して、以前の事例を出すと、下分地区で住宅への転用案件があり、そこも同じような条件での転用でした。

事務局（松岡 一宏事務局長）

その案件でも、村道が分断要件と見られず、同じ要件で転用許可ということになっています。県としては、少しでも農地を残していきたいという意向です。今回の案件も、申請地の全部が宅地に必要なのか、ということがちゃんと説明できる必要があると思われれます。説明できなければ、県からも不要な部分を分筆して農地として残しなさいと言われる可能性もあります。

議 長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ第2号議案 4条申請について、許可相当とする事に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。本案件については、意見を付して県へ提出いたします。

---

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第3号議案 非農地証明について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第3号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

中山美香委員

12月1日、午前9時15分に会長、本郷地区の委員、事務局2名の計7名で現地調査を行いました。事務局からの説明がありましたとおり、この1筆のみを申請者さんが日高村に所有しています。なんとかこの土地を、地元の方に譲って管理してもらいたいということで、どんな方法があるかを現地にて検討しまし

た。みなさんの知恵もお借りして、なんとかできればと思います。航空写真のとおり、周囲は畑として管理しておられますが、南側は一段下がった農地ですので、一緒に管理してもらえるとすれば北側農地の所有者になると思います。もしくは、非農地として判断し、今管理している地元の方に、農地として管理する確約をもらったうえで譲り渡してもらうしかないのかなと思います。審議の程よろしくをお願いします。

議長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってをお願いします。

浜田善久委員

一番いいのは、隣地の今作ってもらっている方に一緒に管理してもらう方法だと思うんですが、申請者さんは意向として売りたいのか、貸したいのか、そこが考え方の変わるところかと思うんですが。

事務局（澁谷 修平事務局員）

実際のところ、申請者さんは売りたい、なんとか手放したいという考えのようで、いま管理している●●さんは売りたいのであれば買いますという意向です。ただ、3条の下限面積には足りないのでどうしようかという相談です。

濱田善久委員

つまり、いま生姜なんかをやってもらってる方に買ってもらえるのが一番いいということですね。

事務局（澁谷 修平事務局員）

そういうことになります。

藤原利彦委員

固定資産税は今も請求されているんですよね。この一筆にかかって、県外へ請求するのも手間でしょうから、こちらで管理する方が引き取ったほうが申請者さんのためにもいいのではないかと思います。

柏井康志推進委員

申請書には、平成19年に非農地となりとありますが、一度非農地として判断したということですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

そういうことではないと思います。その非農地とは、あくまで農地として使わないようになりましたという意味だと思います。こちらで申請をうけて判定したということではないと思います。実際、非農地として証明した場合には、全部事項証明書に地目変更の記録が残るはずです。

中山美佳委員

畑としては使っていないけど、管理としては年1回とか草刈りをされているみたいです。

柏井康志推進委員

●●さんが購入したあとで、農地として管理していくということですが、●●さん自身他に農地がないのであれば、また農地になるということはないんじゃないでしょうか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

農地はあくまで現況主義ですので、誰がどのようにやっているかというのは関係ないと思います。見た目が農地ならそこは農地となっていきます。

事務局（松岡 一宏事務局長）

先程の事務局説明は、税法上の農地ということですが、登記簿上は農地外にならないと購入できません。雑種地や原野という地目になりますが、現況が農地と見られれば、課税は農地相当になります。

壬生豊秀委員

非農地にしたあと、購入者が農地として活用すれば、再び農地となるということですか。

事務局（松岡 一宏事務局長）

もう一度農地として登記しなおせば、当然農地になりますが、そんなことはなかなかないと思います。農地外を農地としてとして使うことには問題はないです。先程の意見にもありますように、本当は隣地の耕作者にあわせてやってもらうのが一番かとは思っています。

正岡美知男推進委員

現状管理している人に、申請者から売る件について話をしているのであれば、



そこを反故にすることも良くないと思います。

事務局（松岡 一宏事務局長）

●●さんが現在管理しており、その方が購入を検討していますが、下限面積に足りないことが問題です。非農地と判断する場合には、なかなか小さい農地ですので、農地としても活用できないといった理由で判定することになります。

議長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ第3号議案 非農地証明について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

---

議長（竹田 芳則）

今日の案件は終わりました。これで令和2年12月の農業委員会を閉会致します。

上記の議事録は会の顛末に相違ないことを証し署名します。

令和2年1月8日

議事録署名委員

岩井 俊一 

議事録署名委員

中山 美佳 